

緊急援助交付金 基準および申請書



Lions Clubs International
FOUNDATION

LCIF緊急援助交付金プログラムは、自然災害の被災者に緊急物資や救援活動を提供するライオンズ主導の奉仕事業を支援します。地震、竜巻、モンスーン、台風、サイクロン、山火事、ハリケーン、洪水、津波など、自然災害の直後に最大10,000ドルを申請できます。

食糧不足、干ばつ、害虫蔓延、人災、政争、偶発的な暴力行為、パンデミック、偶発的な惨事などは、緊急援助交付金の対象となりません。LCIFは救援を主とする組織ではなく、これらの状況にはそうした特別なニーズを満たすことを主目的とする他の機関が対応することがより適切です。状況によっては、用途指定資金や、地区およびクラブシェアリング交付金プログラム(条件を満たす場合)による支援を受けることができます。



ガイドライン

- 交付金額は最大**10,000ドル**。
- **少なくとも100人以上**がその災害で住居を失った、または被害を受けていること。
- **現地区ガバナー**が地区内の被災状況をLCIFに詳しく報告して申請すること。個々のクラブは申請できない。
- 申請はLCIFemergencygrants@lionsclubs.org宛でのEメールにより、災害発生から**30日以内**に行うこと。
- 各地区が一度に申請できる緊急援助交付金は1件のみ。
- 交付金または救援物資は、救援活動を行う他の組織や地方自治体に引き渡したり、寄付したりしないこと。
- LCIFの承認を受ける前に行われた救援活動については、LCIFはライオンズへの払い戻しを考慮しない。
- 以前に交付された緊急援助交付金または地域復興援助交付金の最終報告書が未提出の場合には、新たな申請の手続きに遅れが生じることになる。

LCIF理事長は、交付基準を満たしている緊急援助交付金申請を承認する権限を持つ。

対象となる経費

- ✓ 救援キット: 災害時の必需品、衛生/洗面用品
- ✓ 乳児用品: オムツ、粉ミルク/ミルク、ティッシュ、その他
- ✓ 食料(購入、配布、および/または炊き出しを行うため)
- ✓ 水および小規模な浄化装置
- ✓ 救急用品
- ✓ 防水布/防水シート
- ✓ 毛布
- ✓ 衣類/履物
- ✓ 清掃用品
- ✓ 小さな調理用品および食器
- ✓ 懐中電灯/ランタン/ソーラーライト

対象とならない経費

- ✗ 現金/引換券/ギフトカードの配布
- ✗ 個人への現金援助
- ✗ 災害によって損失または損傷した個人財産の交換
- ✗ 住宅の修理/建設
- ✗ 臨時/恒久住宅(例: ホテル代、宿泊費、賃借料および同様の費用)
- ✗ 移動費/移転費
- ✗ 医療費(例: 治療、検査、予防接種、個人用の医療機器など)
- ✗ インフラの修理(例: 公共建物、道路、橋、公共の施設や電源など)
- ✗ 動物用の必需品やサービス(例: ペット、介助動物、農業環境で家畜化および/または育成された動物、自然の生息地、保護施設など)
- ✗ 災害によって収入が失われた組織またはプログラムの運営費や積立金への援助

基準

1. 交付金申請は、水、食料、衣類、医薬品、毛布および清掃用品が緊急に必要なとされ、他の組織からは入手できないことが明らかな状況に対して検討される。LCIFの資金による救援物資の配布に当たっては、ライオンズが主導し、現地ライオンズが取り組む救援活動の行動計画を、地区ガバナーが提供するものとする。
2. ライオンズクラブ国際協会の執行役員による緊急援助交付金の要請は、自然災害を直接目撃したその役員の証言に基づき優先される。この場合の交付金は、緊急援助交付金の他のあらゆる基準に従うものとする。
3. 緊急援助交付金受給者はその受給の条件として、合理的に可能な限り速やかに、通常の交付金申請手続きに基づき求められるすべての情報を提供する義務を負う。
4. LCIFは救援を主とする組織ではなく、災害時の緊急ニーズを満たそうとするそうした組織との作業の重複を意図するものではない。また、目に余る怠慢その他の取り返しのできない不作為が生じた場合を除き、政府、保険会社、または民間の取り組みの責任を引き受けることも試みない。
5. 緊急援助交付金は、被災者に直接現金援助、引換券、ギフトカード等を提供したり、またはそのために使用されたりしてはならない。それを主たる目的とする組織は他に数多く存在し、ほとんどの場合、緊急援助交付金は被災者のニーズを効果的に満たすには不十分である。
6. 緊急援助交付金の受給は必ずしも、災害復興事業のために人道支援マッチング交付金プログラムに基づくマッチング資金を追加で申請することを妨げない。
7. 緊急援助交付金受給者は、LCIFが延長を認めない限り、交付金受給から30日以内に、意図された当初の目的のために交付金を使用する義務を負う。交付金はこの期間内に使用しなければならず、期限が切れ次第、交付金を受給した地区は未使用の交付金と、交付金がどのように支出されたかに関する詳細な報告書を、適切な領収書および関係書類とともにLCIFに送るものとする。最終報告書が未提出の場合、その後の申請手続きが滞ることがある。

災害の詳細 - LCIFは以下の情報を求めます！

地区ガバナーは以下の質問に詳しく答える必要があります。これらの情報の提出が遅れると、緊急援助交付金申請の処理が遅ることになります。

地区 _____ 国 _____

災害の種類 _____ 申請金額 (US\$, 上限10,000ドル) _____

1. 災害はいつ、地区内のどこで発生しましたか？都道府県、市町村等を明記してください。
2. 報告されている死傷者の数を含めて、現地ではどの程度の被害が出ていますか？
3. その災害による直接の被災者は何人ですか？そのうち、自宅から避難している人々は何人ですか？
4. 地域社会、自治体、救援機関、現地ライオンズによって行われている現在の救援活動を説明してください。
5. どのような種類の救援活動を行う計画ですか？その救援活動の内容、受益者を決める方法、パートナーがいればその役割、関与するライオンズクラブの数を説明してください。
6. 支援を受ける受益者の人数、購入される救援物資の種類、および見積費用を示した予備予算を提出してください。含まれる救援物資の配布計画についても説明してください。
7. LCIFの資金で行われるこの事業をどのようにPRする予定ですか？

情報の追加や明確化が必要とされる場合には、LCIFスタッフより地区ガバナーにご連絡させていただきます。条件を満たしている申請書はLCIF理事長に提出され、その検討を受けることになります。決定については地区宛でのEメールでお知らせいたします。

地区ガバナーによる証明

ここに、私がLCIF緊急援助交付金の交付基準を確認したことを証明します。私は緊急援助交付金が必要であることを認め、緊急援助交付金がライオンズ主導の救援プログラムを通してLCIFが対象と見なす緊急物資の購入と配布のみに使用されるよう、その適切かつ効果的な管理に全力を尽くします。地区ガバナーは下記の署名をもって、当地区が人種、肌の色、宗教、信条、国籍、先祖、性別、配偶者の有無、年齢、障害、兵役、あるいは法律で保護されているその他のあらゆる事由による違法な差別を行わないことに同意します。

地区ガバナー氏名(活字体ローマ字) _____

地区ガバナー署名 _____

電話番号 _____ Eメールアドレス _____

緊急援助交付金の申請書は、LCIF人道奉仕イニシアチブ課 (LCIFemergencygrants@lionsclubs.org) に直接ご提出ください。申請書が他の課に提出されると、審査手続きが遅れることになりかねません。申請は1回のみ行うようにしてください。